

## ちう特報部

大阪高裁  
「劍璽等承継の儀」に臨まれる今上天皇。左側は剣璽をささげ持つ侍従=1989年1月、宮殿・松の間で

# 大阪高裁 違憲の疑義指摘 前回、各地で訴訟相次ぐ

一九八九年の昭和天皇逝去の際には、代替わりの儀式をめぐって、各地で違憲訴訟が相次じた。大阪では九〇年、大嘗祭を務めた加島宏弁護士は、「大嘗祭は訴えを提起したが、二審大阪高裁は訴えを退けたが、二審大阪高裁は請求を受けつつも「(大

費用返還請求訴訟があつた。ほかにも各地で訴訟が起きたが、いずれも敗訴した。

東京訴訟の原告で、安堵国参拝違憲訴訟の会の辻子実さんは、「宗教的な色彩を帯びる儀式が国事行為といるのはおかしい。前回浮かんだ問題は何も解決していない」と話す。

ただ、前回ほど違憲性を

感じているといふ。「現在の天皇は災害時などに地方へ小まめに足を運ぶ。(憲法論議になりにくのは)『天皇はいい人』という意識が広まつたためでは。人々がすぐ何かにすぎりたがる時代性も影響しているよ

うに思う」と分析する。

一方、加島弁護士は「前回は天皇の戦争責任を公言

された。天皇制の賛否について議論する許さない暴力がある。そんな現実も忘れてはならない。(牧)

# 皇室祭祀の「利用」懸念



象徴としての務めについてのお気持ちを表明される今上天皇=2016年8月、皇居・御所応接室で(宮内庁提供)

それだけに「戦前回帰の宗教ナショナリズムを抱く人たちに、皇室祭祀が利用される恐れがある。これは天照大神の太陽や天皇の治世を表す「日の丸」「君が代」を強制する動きにも通じて」いる」と語る。

「神聖が、象徴か」。島園教授はこうした問いを投げかける。前者は戦前の天皇制、後者は戦後の象徴天皇制を指す。ただ、天皇制そのものは否定しない。それは神社・神道だけでなく、皇室祭祀と國体論の三つがある。天皇の権威を利用したかったGHQは皇室祭祀には手を付けず、その大方が維持されてきた」

感づる戦前、戦中派世代が多くいた。そうした視点が時代とともに薄まっていく

「自由を重んじ、一人一人が等しく尊い」という考え方も宗教が教えてきた。国

でも、宗教に基づく天皇制と近代民主主義をめぐる議論は続く。島園教授は「宗教は安定をもたらすに働く」ともある。特定の宗教に国家が加担する危うさはあるが、今上天皇は伝統を尊びつつ、国民の総意に働きくこともある。特定の宗教に国家が加担する危うさはあるが、今上天皇は伝統を尊びつつ、国民の総意に働きくことを心掛けたように見える。天皇を

『象徴』とする現行憲法に根差した考えが反映されている」と強調した。

銃撃されるなど、モノが言いたくない空気が漂った。それでも訴訟が起きた。今回も今後、憲法との整合性を問う議論が高まる」と話した。

## トピックス

反天皇制の催しに使われてきた「立川反戦センター」の宣傳力は傷だらけだ。一昨年の秋、昨秋と右翼に壊された。今年二月の建国記念日には駐車場で右翼の街宣車に囲まれ、外に出られなかった。天皇制の賛否について議論する許さない暴力がある。そんな現実も忘れてはならない。(牧)